件	名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管	課	税務課
根拠法令等		地方税法等の一部を改正する法律(平成27年3月31日公布)

【改正の概要】

[個人県民税]

• 寄附金税額控除 特例控除額の上限を個人県民税所得割額の1割から2割に拡充

[法人事業稅]

・資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税(付加価値割、資本割)を、 現行の4分の1から8分の3に拡大することに伴う税率の変更

(現 行) (27 年度) 0.48% ⇒ 0.72%
0.2% ⇒ 0.3%
4.3% ⇒ 3.1% ※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引下げ 付加価値割 資本割

所得割

[不動産取得税]

・住宅及び土地に係る税率の特例措置の延長(4%→3%)を3年延長

[自動車取得稅]

・自動車取得税における「エコカー減税」の見直し 27 年度燃費基準から 32 年度燃費基準への置換えを行うとともに、平成 32 年度燃費 基準未達成の現行のエコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とする措置を講 じ、2年間延長

例:乗用車

【現行】※適用期限: H27.3.31

内容	対象車
그 노크田 不꼬	電気自動車等
非課税	27年度燃費基準+20%達成
80%軽減	27年度燃費基準+10%達成
60%軽減	27年度燃費基準達成

【27.4~】 ※基準切替えと重点化

	内容	対象車
	→ ► 章田 4.14	電気自動車等
•	非課税	32年度燃費基準+20%達成
	80%軽減	32年度燃費基準+10%達成
	60%軽減	32年度燃費基準
	40%軽減	27年度燃費基準+10%達成
	20%軽減	27年度燃費基準+5%達成

[狩猟税]

・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録 → 税率2分の1

施行日 平成27年4月1日

【その他参考事項】